

厚生労働科学研究費補助金

地域医療基盤開発推進研究事業

脊椎原性疾患に対する適正な  
施術の在り方に関する研究

(H20-医療-一般-011)

平成20年度 総括研究報告書

主任研究者 宇都宮 光明

平成21(2009)年3月

## 脊椎原性疾患に対する適正な施術の在り方に関する研究

主任研究者 宇都宮 光明 財団法人全国療術研究財団常務理事

### 研究要旨

わが国においては、あん摩マッサージ指圧師や柔道整復師の免許を有する者以外の行う手技療法に対する法規制は事実上、存在せず、厚生省健康政策局医事課長通知（以下「課長通知」）によってカイロプラクティックなど手技療法についての禁忌症が定められているだけである。しかし、カイロプラクティックなど手技療法を業として行う者が少なくなく、その治療を受ける国民が数多く存在する現実がある。

研究はカイロプラクティックなどの施術を受ける患者の方々の安全を確保する観点から、平成16年度から行ってきた禁忌症をめぐる問題に限定せず、広くカイロプラクティックなどの施術における事故や患者からのクレームの実態について調査した。なお、有効回答は484件であり、施術経験年数10年以上の経験者が3分の2を占めている。

研究の結果、カイロプラクティックなど施術者で事故の経験のある者は5分の1、クレームの経験のある者は4分の1に過ぎず、事故等も極めて軽微なものがほとんどであることが判明した。これは、頸部に対するアジャストなどリスクの高い治療を控えるなど慎重な治療姿勢をとる施術者が多いことや、施術の事前・事後に施術の効果や副作用などについて丁寧に説明するよう心がけている施術者が多いためと思われる。

事故は施術経験の浅い段階で起き易い等の傾向が見られる。また、一部ではあるが患者の求めに応じて積極的な治療を行うなど、リスクがあることを説明し理解を得て行う方針の施術者もいるため、今後は、カイロプラクティックなど施術を受ける患者の方々の安全を確保する観点からは、行政指導も、現在の禁忌症に限定することなく、広く患者安全の観点からの対応が必要なが明らかとなった。

### 分担研究者

福田 潤 財団法人全国療術研究財団理事  
松本徳太郎 財団法人全国療術研究財団理事

### A. 研究目的

わが国では、カイロプラクティックなどの手技療法については、法規制がなく、医師法その他に抵触しない限り自由に業務を行うことができることとなっている。また、法制度がない結果、施術者となるための要件も定めがなく、外国で正規の養成施設を卒業した者や全国療術研

究財団などで相当長期にわたる研修を終了した者がいる一方で、ほとんど研修を受けていない技量の未熟な者も存在する。

この研究は、カイロプラクティックなどの手技療法を受ける患者の方々の安全を確保する観点から、各施術所において発生している事故やクレームの状況を調査し、問題点を明らかにすることを目的として実施したものである。

### B. 研究方法

本研究はカイロプラクティックなど施術を行っている施術所に対し、アンケート用紙を送付し、回答を分析することによって行った。

## (倫理面への配慮)

本研究は、施術所に対するアンケート調査の結果を分析したものであり、特に倫理上、配慮すべき課題はなかった。

## C. 研究結果

カイロプラクティックなどの施術者のうち事故経験のある者は5分の1ほどであり、事故の多くは経験の浅い頃に起きたことがわかった。また、事故の部位も危険度の高い頸部はほとんどなく、胸椎・肋骨などで、事故の程度も軽く、金銭賠償に繋がった例は少なく、ほとんどが当日、大部分が1月以内に解決している。

クレームを受けた経験がある者は事故よりもやや多く、4分の1程度であるが、治療効果をめぐるものが中心で、深刻なものはあまりない。このため、事故と同様、ほとんどが当日、大部分が1月以内に解決している。

この要因としては、「課長通知」並びに厚生労働科学研究費補助金事業による「カイロプラクティック等における禁忌症ガイドライン」を参照し、施術者自身が事故の起き易い頸部に対するアジャストを控えるなど施術部位、施術強度、施術方法を慎重に選択している結果と思われる。また、患者の一部では頸部へのアジャストなどの治療法を避ける傾向があることが判明した。

施術者が施術をするにあたってはクレームを防止するため施術の事前・事後に治療の効果や副作用等について十分な説明を行うように心がけている者が多いことも事故やクレームが少ない要因にあげられよう。

しかし、患者の要望があれば強めのアジャストを行うと回答した者が少数ではあるが存在するなど、危険回避、事故防止に対する判断を施術者個人レベルにおくことの問題が明らかになった。

## D. 考察

今回の研究の結果、判明した事項としては次のとおりである。

- カイロプラクティックなどの施術者は、事故を防止するために慎重な治療姿勢を見せている者が圧倒的な多数派であり、患者安全の観点から差し迫った問題があるとは思われない。
- カイロプラクティックなどについては、禁忌症の問題に焦点があたっているが、臨床現場においては、患者安全の観点からはるかに保守的な治療方針が採られており、視野の広い対応が必要と思われる。

○カイロプラクティックなど施術の業務範囲が定義されていないこともあり、リスクを回避するかどうか、どのように回避するかは施術者個人の判断に委ねられているため、判断基準等についての標準化を図る必要がある。

○事故並びにクレームなどを防止する観点から多くの施術者が施術の術前・術後に十分な効果や副作用の説明を行うように務めていることが、事故並びにクレームの少なさに繋がっていると思われる。患者説明に必要な事項や説明法など研修を実施していくことは有意義であろう。

○ほとんどの事故並びにクレームは軽微であり、金銭賠償額も低額であるが、患者保護の観点から施術者も損害賠償保険の普及を望んでいる。

○今後、事故並びにクレームの原因・対応法などを関係者で広く共有できるようなシステムづくりを検討することが必要である。

## E. 結論

カイロプラクティックなどの施術者の研修にあたって、知識・技術の指導だけでなく、リスクを回避するための判断や対応法などについても指導を行っていくことが強く求められる。また、事故情報の共有システムづくりや損害保険など基盤整備も必要な課題であろう。

## F. 健康危険情報

なし

## G. 研究発表

### 1. 論文発表

未定

### 2. 学会発表

平成21年度における日本療術学会において発表予定である。

## H. 知的財産権の出願・登録状況

### 1. 特許取得

なし

### 2. 実用新案登録

なし

### 3. その他

なし